

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当分の翌  
日、  
休む  
日と  
する)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県立農業経営大学校管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正  
土地区画整理事業の認可

## 規 則

鳥取県立農業経営大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十一号

鳥取県立農業経営大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業経営大学校管理規則（昭和四十二年九月鳥取県規則第四十

五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(課程及び修業年限)

第二条 大学の課程及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	修 業 年 限
本 科	二 年
研 修 科	一月以内で知事が別に定める期間

第三条中「大学校」を「本科」に改める。

第四条中「学年は」を「本科の学年は、」に改める。

第五条第一項中「休業日は」を「本科の休業日は」に改める。

第八条中「講習科目及び」を「本科の講習科目及び」に改める。

第九条中「大学校」を「本科」に、「該当する者」を「該当するもの」

に、「認めたる者」を「認めたるもの」に改める。

第十条中「大学校」を「本科」に改め、同条第四号中「推せん書」を

「推薦書」に改める。

第十一条第一項中「入学者の決定は」を「本科の入学者の決定は」に、

「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め

る。

第十三条の見出し中「誓約書等」を「誓約書」に改め、同条第一項中「入学を許可された者」を「第十一条の規定により入学を決定された者(以下「講習生」という。）」に改め、同条第二項中「入学を許可された者」を「講習生」に、「負い得る者」を「負い得るもの」に改める。

第十六条中「校長を経由して」を削る。  
 第十七条中「第一学年」を「本科の第一学年」に改める。  
 第二十五条を次のように改める。

(研修科に関する事項)

第二十五条 研修科の収容定員、講習科目、講習時間数、入学資格その他研修科に關し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号(第10条関係)」とし、「貴校に」と「貴校の本科に」と改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号(第10条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号(第10条関係)」とし、「推薦書」を「推薦書」とし、「貴校講習生」と「貴校の本科の講習生」とし、「推せんします」と「推薦します」と改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第10条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第12条関係)」とし、「本校」と「本校の本科」と改める。

様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号(第12条関係)」とし、「入学」と「本校の本科への入学」と改める。

様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号(第13条関係)」とし、「貴校に」と「貴校の本科に」と改める。

様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号(第13条関係)」とし、「貴校講習生」と「貴校の本科の講習生」と改める。

様式第九号中「様式第9号」を「様式第9号(第14条関係)」とし、「年度入学講習生」と「年度入学本科講習生」とし、「年度入学本科講習生」と改める。

様式第十号中「様式第10号」を「様式第10号(第16条関係)」に改める。  
 様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第16条関係)」に改める。

様式第十二号中「様式第12号」を「様式第12号(第16条関係)」に改める。

様式第十三号中「様式第13号」を「様式第13号(第18条関係)」に改める。

様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第19条関係)」に改める。

様式第十五号中「様式第15号」を「様式第15号(第24条関係)」とし、「課程」を「本科の課程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二農業経営大学校長の項を次のように改める。

農業経営 大学校長	一 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの 二 第三条の規定による利用の許可 三 第六条の規定による授業料の減免 四 鳥取県立農業経営大学校管理規則(昭和四十二年九月鳥
--------------	---

取県規則第四十五号)に基づき知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条の規定による研修料の修業年限の決定
- (二) 第五条第二項の規定による休業日の決定又は変更
- (三) 第六条の規定による臨時の休業の決定
- (四) 第七条の規定による休業日に授業する旨の決定
- (五) 第九条の規定による入学資格の認定
- (六) 第十三条の規定による誓約書の受理
- (七) 第十四条第三項の規定による授業料未納者に対する出席の停止の命令又は除籍の決定
- (八) 第十七条ただし書の規定による通学の許可
- (九) 第十八条の規定による休学又は退学の許可
- (十) 第十九条の規定による復学の許可
- (十一) 第二十条の規定によるほう賞の実施
- (十二) 第二十一条の規定による指示又は訓告若しくは停学の命令
- (十三) 第二十二条の規定による退学の命令
- (十四) 第二十三条の規定による進級又は卒業の決定
- (十五) 第二十五条の規定による研修料に関する事項の決定(講習科目及び講習時間数の決定を除く。)及び当該決定に係る事項の実施(修了証書の授与を除く。)

告示

鳥取県告示第三百号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、昭和五十三年四月一日から施行する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「九十六円」を「百二円」に改め、第二号ハ中「千円」を「千五百円」に改め、同号ニ中「九百円」を「九百五十円」に改める。

鳥取県告示第三百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四条第一項の規定に基づき、美津土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤重藏

鳥取市三津一〇七二番地一九二

會見範子

気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地

有限会社気高木工製作所

代表取締役

岩竹晴美

鳥取市湖山町三六六二番地

片山靖

鳥取市湖山町三〇七七番地

佐治保彦

鳥取市材木町三五三番地

進木喜一郎

鳥取市三津二二番地

田中重則

鳥取市三津二二番地

田中寛

鳥取市三津二二番地

田中温恵

鳥取市扇町五番地

徳安儀親

鳥取市伏野一二四番地

徳安高志

鳥取市南町四三五番地

徳山節子

鳥取市西品治七二二番地

中尾富夫

八頭郡智頭町大字智頭六三八番地六

中西健吉

鳥取市扇町一二二番地三

永田耕一

鳥取市立川町二丁目三二五番地

藤田正行

株式会社日光ストア

代表取締役 藤田正行

鳥取市三津一〇七二番地

橋尾栄治

鳥取市岩吉二五〇番地

森本正憲

鳥取市大杖六四七番地二

山本忠義

八頭郡智頭町大字大内一一一番地

山根進一郎

鳥取市吉成四五七番地

吉田つる子

事業施行期間

昭和五十三年三月三十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

施行地区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

鳥取市三津字鳥打場ノ一、字鳥打場ノ二、字東澤ノ一、字東澤ノ二、字西傍示ノ一、字西傍示ノ二及び字三石の各一部並びに同市美萩野三丁目の一部

四 土地画整理事業の名称

美津土地画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市行徳は一〇三番地 鳥取市農協開発株式会社内

六 施行認可の年月日

昭和五十三年三月二十九日

七 事業年度

昭和五十二年年度から昭和五十四年度まで

八 公告の方法

鳥取市行徳は一〇三番地鳥取市農協開発株式会社前掲示場に掲示する。